

# 玉野市有料指定袋売りさばき人 募集要項

(申請を希望される方は、必ず全てお読み下さい。)

玉野市では、令和4年4月から燃やせるごみ・燃やせないごみ（不燃物Aと不燃物B）の有料化を実施することとしました。これに伴い、新たに、本市が指定するごみ袋（以下「有料指定袋」という。）を販売する「有料指定袋売りさばき人（以下「有料指定袋売りさばき人」という。）」を募集します。

## 1. 有料指定袋売りさばき人について

### (1)概要

本市より指定を受け、有料指定袋を売りさばいていただきます。

### (2)主な業務

- ①有料指定袋の保管・管理及び売りさばき
- ②有料指定袋等の発注及び納品に応じたごみ処理手数料の納付

### (3)有料指定袋取扱店の表示

『玉野市有料指定袋取扱店』を示すステッカーを交付します。

## 2. 売りさばく有料指定袋の種類及び手数料の額等

袋の種類	金額	販売単位	1組の金額		店舗等への 仕入れ単位	
			市民への 販売額①	取扱手数料* (①×8%+ 消費税)		
有料指定袋	大(45ℓ)	50円/枚	1組 (10枚/組)	500円	44円	1箱 (50組/箱) (500枚/箱)
	中(30ℓ)	30円/枚		300円	26.4円	
	小(20ℓ)	20円/枚		200円	17.6円	
	特小(10ℓ)	10円/枚		100円	8.8円	
	超特小(5ℓ)	5円/枚		50円	4.4円	

例) 有料指定袋 45ℓを1箱(50組入り)発注する場合(上記の表を参考)

- ・ 有料指定袋 45ℓ 1箱  $500円 \times 50組 = 25,000円$
- ・ 取扱手数料\*  $44円 \times 50組 = 2,200円$

市に対しては、上記を相殺した金額を支払うことになり、  
金額は、 $25,000円 - 2,200円 = 22,800円$  となる。

取扱手数料\* : 販売額の8%に消費税(10%)を乗じた金額

有料指定袋 45ℓ 1組の場合、 $500円 \times 0.08 \times 1.1 = 44円$

## 3. 売りさばきにあたっての注意事項

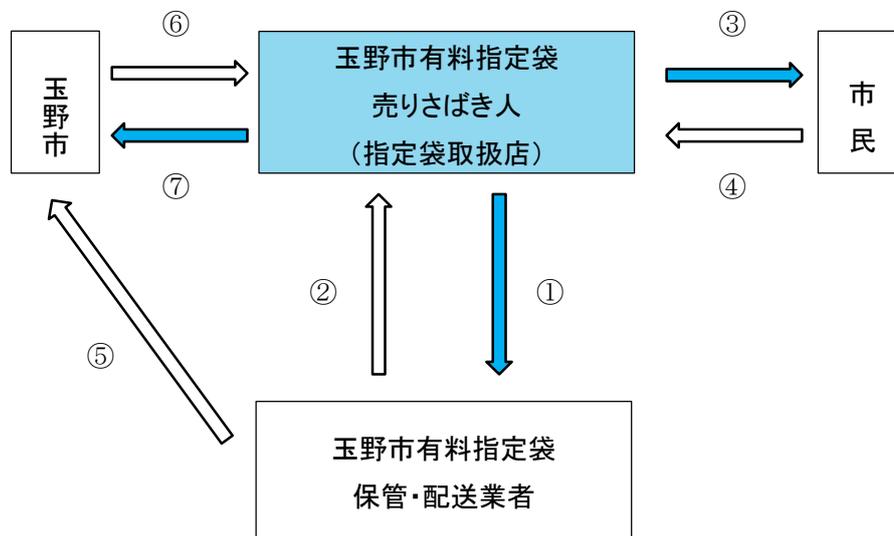
- (1) 有料指定袋は証紙であり、売りさばきは商品の販売ではありません。有料指定袋の「価格」は条例で定める「ごみ処理手数料」であるため、券面額で売りさばいてください。また、袋のばら売りは

認められません。

- (2) 市民から不良品の申し出があった場合は、確認の上、販売単位(組単位)で交換してください。不良品以外の事由により交換は出来ません。

なお、交換した袋は、市が回収・交換しますので、売りさばき人において保管してください。

#### 4. 有料指定袋売りさばき人関連事務の流れ



- ①指定袋売りさばき人は、玉野市有料指定袋保管・配送業者へ有料指定袋を発注する。
- ②指定袋売りさばき人は、配送された指定袋の種類・数量を確認し、受領書を配送業者に渡し、納品書を保管する。
- ③指定袋売りさばき人は、有料指定袋を市民に売りさばき、在庫管理を適正に行う。
- ④指定袋売りさばき人は、玉野市条例に基づく処理手数料を市民から領収する。
- ⑤玉野市有料指定袋保管・配送業者は、配送内訳と毎月の出入庫及び在庫状況の報告を行う(月報)。
- ⑥玉野市は、有料指定袋の保管・配送業者からの配送実績に基づき、月末締めでゴミ処理手数料納入通知を作成し、各指定袋売りさばき人に送付する。
- ⑦指定袋売りさばき人は、玉野市から送付された手数料納入通知書を受領した日から30日以内に、市指定金融機関等に納入する。

#### 5. 募集対象

生産者等から買い入れた商品を個々の消費者に販売することを業とする者

例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、個人商店など

#### 6. 指定要件

下記(1)から(7)の全ての条件を満たすこと

- (1) 店舗又はこれに類する施設により、日常の生活に要する物品の販売を業とする者。

※店舗については、長時間(概ね8時間程度)営業しており、通常販売できるなど、市民が利用しやすいこと。

配送は陸路のみです。海上輸送が必要な場合は、玉野市役所まで取りに来ていただきます。

- (2) 経営の安定性及び継続性が認められる者。
- (3) 売りさばく店舗又はこれに類似する施設が複数存在する場合は、本部等により業務のとりまとめが可能である者。
- (4) 防犯設備等により、有料指定袋の保管を確実にできる者。
- (5) 暴力団の関係者でない者。
- (6) 会計事務等本市の事務手続を遂行することができる者。
- (7) 支払い事務に対し滞納を発生させることなく営業できる者。
- (8) 本市が実施する「有料指定袋制度」の趣旨を理解し、協力する者。

## 7. 提出書類

(1) 玉野市有料指定袋売りさばき人指定申請書 1部

(2) 市町村が発行する市町村民税に関する納税証明書 1部(直近3ヶ月以内、コピー可)

① 法人の場合 法人市町村民税の納税証明書

- ・ 確定申告期限が到来した直近事業年度分の法人市町村民税の納税証明書
- ・ 資金設立した法人で、最初の確定申告期限を迎えていない法人については、予算書等営業計画が分かる書類

② 個人の場合 個人市町村民税の納税証明書

- ・ 直近年度分の個人市町村民税の納税証明書
- ・ 直近年度分の個人市町村民税が課税されていない場合は、「課税なし」の旨が記載されている課税証明書

(3) 店舗等所在地の地図(様式は問いません) 1部

(4) その他 店舗外観の写真 1枚

## 8. 申込方法

提出書類をそろえ、玉野市市民生活部環境保全課に持参若しくは郵送にて申し込み下さい。また、提出書類に不備がある場合については、修正していただく場合がありますのでご了承下さい。

なお、スーパーなどのチェーン店の場合は、会計処理等の効率化を図るため本部で売りさばき人の指定を受けることができます。その際は、本部代表者名で申請の上、各店舗の情報(別紙)も記載の上、提出下さい。

## 9. 募集期間

随時募集しています。

## 10. 審査結果の通知

提出された申込書類を基に、本市で審査の結果、有料指定袋売りさばき人の指定ができると判断された方には関係書類を発送します。

また、審査の結果、有料指定袋売りさばき人の指定ができないと判断された方には、その旨を書面にて通知します。

**【申込先・お問合せ先】**

玉野市 市民生活部 環境保全課

〒706-8510

玉野市宇野1丁目27番1号

☎0863-32-5520 / Fax0863-32-5513

E-mail:kankyou@city.tamano.lg.jp